

埼玉県営水道高度浄水処理施設整備事業再評価委員会の傍聴に係る留意事項

課所室名 企業局水道企画課

担当 施設計画担当

電話 048-830-7060

1 傍聴の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議開始予定時刻までに会場受付にお越しください。
- (2) 会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (3) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴する際に守っていただく事項

次の事項を必ず守ってくださいようお願いします。

- (1) 会議中は静かに傍聴し、発言に対し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
 - (3) 会場において、飲食及び喫煙をしないこと。
 - (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の運営の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者は上記2の傍聴する際に守っていただく事項に違反したときは、注意し、これに従わないときは退室していただくことがあります。